

- 一、株主総会における計算書類承認決議
取消の訴の利益が肯定された事例
- 二、株主総会の決議方法が著しく不公正
とされた事例

——チットン株主総会決議取消請求事件控訴審判決——

中 村 一 彦

大阪高裁昭和四四年九月二七日民事第一〇部判決（昭和四九年（ネ）第六六九号株主総会決議取消請求控訴事件） 判例時報九四五号二三頁、判例タイムズ三三九号四五頁

〔事実の概要〕

Y〔チットン〕株式会社は、昭和四五年二月二八日、定時株主総会を開催して計算書類の承認決議を行なった。同会社は、水俣病を告発する会の一株運動の対象とされていたので、約一、〇〇〇名の株主の出席を予想し、大阪厚生年金会館中ホール（定員一、一一〇名）を会場として準備した。ところが、当日は株主の参加が多数であったため、約三〇〇名の株主が入場制限を受けて

会場に入れなかった。そして、総会は、開会宣言から閉会までの所要時間は約四分であり、その間会場は喧騒状態にあった。株主X₁は、議案の審議がはじまると直ちに、最前列舞台下で、修正動議があると叫びながら腕を振り、動議を印刷したビラを撒いたりしたが、とりあげられなかった。そこで、X₁ほか二六名は右総会の決議には次の瑕疵があり、それは株主平等の原則に反したり、決議方法において、違法または著しく不公正であるとして決議取消の訴を提起した。①一部の大株主にのみ議決権代理行使の勧誘を行なった。②株主の総会場への入場を制限した。③会社側株主を別口から入場させた。④会社側株主に對し、費用負担等の便宜を与え、総会に出席させた。⑤議長は本件決議に際して、株主の質問を一切無視した。⑥X₁の修正動議(水俣病に関する)を一切無視した。⑦明認しうる採決方法をとらなかった。

これに對して、Y会社側の答弁および主張は、次のとおりである。①一部の株主に議決権代理行使の勧誘を行っても差し支えない、その必要性は取締役会の判断による。②一株運動側から二、〇〇〇名出席の申入があったが、これを確認する根拠はなく、この数を収容できる会場はない。③裏口から入場した二七名は、場内勤務のためである。④場内株主班は、株主の委任状による議決権行使を遺漏なく行う任務のため、旅費、宿泊費が与えられたにすぎない。⑤適法な意見、質問があれば十分審議する方針だったが、それがなかったから、結果的に五分で終った。⑥X₁の発言は議事終了宣言後である。ビラを投げたのが事実としても、それは動議提出の方法でない。⑦採決方法には何らの瑕疵もない。

第一審(大阪地判昭和四九・三・二八)は、次の理由により、X₁ら勝訴の判決を下した。

(1) 株主の入場制限について 会場の選定について、Y会社はとくに責められるべき点はなかったし、X₁らの二、〇〇〇名出席の申入れには確実な根拠の説明がなかったから、会日を変更しなかったことも不当ではない。また入場制限は定員に基づくもので会社が意図的に行つたものでなく、やむをえなかった。しかしながら、……本件総会場に入場できた株主はほぼ会場の定員一、一〇〇名前後の数であるのに対し、入場できなかった株主が少くとも約三〇〇名存在し、……証言によれば、入場できなかった株主が場内の模様をマイクにより知り得たことが窺われないではないが、少くともこれらの株主が質問、動議の提出その他により議

案の審議に参加し、議決権を行使することができなかったことは明らかである。Y会社としては、本件総会出席のために参集したすべての株主に対し、何らかの方法で議決権行使の機会を与えるべきであり、かりに本件総会当日、総会場の物理的状況等によりそれが不可能であったとすれば、総会の期日を変更し、延期し、または続行することにより、株主のために右機会を確保しなければならず、かつ、それは可能であつて、右のような措置をとらないでした本件決議は、その方法において株主に議決権を認めた法令の趣旨に違反するものといわざるを得ない。」

(2) 修正動議無視について 本件総会が議案の上程から決議に至るまで終始かなりの喧騒状態にあり、会場には株主が利用しうるマイク等の設置が存在せず、「このような状況下においては、X₁が議長およびそれを補佐する役員、事務局員等の席に近い舞台真下に行き、修正動議がある旨叫びながら、右動議を記載したビラを右手に持ち、舞台上からも見えるように大きく振かざしたことにより、動議の提出があつたものと認めるのが相当である。一方、Y会社側においては、……公開質問等からしても株主から何らかの質問、動議等があり得ることは予想していたと認められ、しかも議長においてX₁の右行動を認識することが不可能であるとはいえず、またかりに直接の認識が困難であつたとしても、右認定のような会場内の状況の下では、事務局席の社員等において認識したとすれば、ただちにこれを議長に伝達し、右行動の意味を明らかにしたうえ、それに対する措置を講じなければならないというべきである。これを要するに、原告X₁の右動議提出行為が議長の表決結果宣言前であつたことは前記のとおりであり、議長を含むY会社側の者においてそれを認識することが可能であつた以上は、認識の有無にかかわらず、それに対する何らの措置も講じないでした本件決議は、その方法において著しく不公正であるといわなければならない。」したがって、「X₁主張のその余の取消原因について審究するまでもなく、本件決議は取消されるべきこととなる。」

(3) 裁量棄却について 「出席のため参集した株主のうち人数にして二〇%前後の者が議決権を行使することができなかったのみならず、株主の一人であるX₁が提出した議案の修正に関する動議が無視されたまま決議が行われたのであるから、右瑕疵はその性質および程度から見て重大であるといわなければならない。したがって、右瑕疵が決議の結果に影響を及ぼすか否かについて

判断するまでもなく、本件決議はこれを取消すべきである。」

(3) 訴の利益について 水俣病事件のX₁を含む全患者との間で協定を締結し、損害賠償金を支払っていることは公知の事実である。「しかし、株主総会決議取消の訴は、……株主総会の適正な運営を確保し、株主および会社の利益を保護することを目的とするものであるから、一部の株主が総会に参加し、かつ修正動議を提出しようとした実質的な目的が達成されたとしても、そのことにより決議取消の訴の利益が消滅するものではないといふべきである。」

Y会社は、控訴してあらたに次の主張を行った。

(1) 訴の利益の不存在 A期の定時総会における計算書類承認決議が、その書類の内容でなく、決議の成立手続に瑕疵ありとして取消された場合、その後のB期以下の総会で計算書類承認の決議がなされ、これが取消の訴の提起期間を経過して確定してしまっているときは、A期の決議取消がB期以下後統の決議をすべて連鎖的に無効とすることは、会社経営の安定の法的要請の見地から採ることができず、取消の対象となったA期の計算書類が法律上未確定になるだけで、A期は勿論、後統の計算書類がすぐに違法となることもなく、その内容に変動を及ぼさないと解すべきである。同様にB期で承認確定された計算書類の内容の変更もできない。しかるところ、Y会社においては、本件決議取消の対象となっている第四二期定時総会の計算書類承認決議には利益金の社外流出がなく、諸勘定科目も第四三期以後の定時総会によってすべて処理されてその計算書類が承認確定し、また莫大な欠損をかかえるに至って現時点で過去の利益金を他に廻すゆとりもなく、取消を必要とする違法不当な状態が残存していないから、本件決議取消の訴の実益はない。

(2) 決議取消事由の不存在 会場の選定にも、入場制限の方法にも可能な限りの措置を尽して会社に責められるべき点がなく、さらに参集した株主の中の多数が入場して、一部の株主が入場し得ないことを知りながら延期、続行等の発議や決議をするこ
となく議事が進められた場合には、右入場制限の点はなら決議取消の原因たる瑕疵にはならないといふべきである。(なお、「Xの動議無視について」は省略)。

(3) 裁量棄却について 本件の場合、瑕疵があったとしてもそれは軽微で決議に影響を及ぼさず、しかも既に補完されており、決議を取消してみても現在の株主の権利になんの影響もないものであるから、裁量棄却されるべきである。

これに対して、X¹は次のとおり主張した。

(1) 訴の利益の存在 計算書類は總會の適正な監査を経て始めて確定するものであり、その手続に瑕疵があれば再度適正な承認が与えられるべきは当然である。この必要とやり直しの結果の事後処理、すなわち後統計算書類の取扱いは本来別個の問題である。計算書類は前年度に確定された内容を基礎に作成されるものであり、前の決算の取消変更は、社外流出の有無にかかわらず、当然後統の計算書類の内容に変動を及ぼすものである。そして、本件總會で承認決議された計算書類には未処分利益金が計上され、これが後期繰越金として処理されているところ、その取消の結果、この利益金について新たに任意準備金の積立や株主配当等の処分決定があれば、それだけ繰越金が減少して直ちに後統の、ひいては現在のY会社の計算書類に変動をもたらし、その利益剰余金の額に影響して、結局は過去の法律関係に止まらず、現在配当請求権を有する株主の権利関係に影響を及ぼすことになるのであって、その意味でも現在なお本件決議取消を求めべき法的な利益がある。

(2) 決議取消事由の存在 株主の入場制限およびXの修正動議を会社側が無視したことは、株主の基本的な権利である議決権を侵害するもので、その瑕疵の重大なことはいうまでもなく、したがって、本件決議は取消されねばならない。

(3) 裁量棄却について 本件決議は、裁量棄却が認められる「瑕疵が軽微」な場合にあたらない。

〔判 旨〕

控訴棄却（上告）

一、訴の利益について

計算書類の承認決議は、貸借対照表等決算書類の確定に関するものと、準備金の積立および利益の配当に関する利益金処分に関するものからなるが、「決議取消によってその効果は遡り、当初から決議がなかったと同様の状態になるものと解される。すなわ

ち、計算書類については株主総会によるその正当性の確認の効果がなくなつて未確定の状態に戻り、利益処分効力も消滅する。」

「計算書類は当該期における営業の総決算であり、会社の財産および損益の状態を明らかにして次期経営の基盤ともなるものであつて、株主の利害にかかわるところが大きく、現行商法が利益処分とともにその確定権を株主総会に与えている以上、その承認が取消されたときは、株式会社における適正な運営確保の観点からも当然再決議が必要となるものといわねばならない。右承認決議がその成立手続上の瑕疵のために取消されたからといって、すぐに当該計算書類の内容の正確性が否定されたことにはならないとしても、逆にその正確性が承認されたことにもならず、このような未確定の計算書類を基礎にして作成された後続期の計算書類は、その承認決議そのものが適正になされたとしても、依然不確定の要素を含むものであり、もとよりその承認によつて先行書類の同一項目の内容が認められたことにもならない。そして、その現在存する違法状態の解消は会社ひいては株主のために必要であり、またその基本的な利益に合致するものといふべきである。」

「動的性格を有する会社経営の安定のために、決議に影響を及ぼさない些細な瑕疵によつて決議を取消し、無用の混乱を招くような事態はできるだけ避けることが望ましいとしても、その決議の取消と事後処理は本来別個の問題であり、株主の構成が変わつてゐるからといって再決議を不可能とすることはできず、さらに本件瑕疵は後記認定のとおり決して軽微なものでない。」

「……株主総会決議取消権は株主の共益権に属し、当該株主の具体的な権利保護に止まらないものであつて、たまたま会社が欠損状態にあり、従前と異なる内容の再決議が事実上困難になつたからといって、これが絶対変えられないというわけでもなく、本件総会で被控訴人X₁が提出しようとした動議の内容とも別の問題である。そして本件では、後続期に繰越されたというものの利益金の処分がなかつたわけではないのであつて、このことは順次後続期の計算書類の内容に影響を及ぼしており、これが補完されない限り、直ちに本件訴訟の利益を否定することはできず、既に在任期間の終了した取締役選任決議取消の訴等その目的の消滅した場合とは趣きを異にするものといわねばならない。」

二、決議取消事由について

「本件承認決議には特にX₁の修正動議無視の点に重大な瑕疵がある。」その詳細は原判決の説示と同じであるから、これを引用する。株主の入場制限の点の瑕疵については、原判決と同じであるから、これを引用する。但し、原判決の説示中の「総会の期日を変更し、延期しまたは続行することにより……」という箇所の「総会の」を「前記入場できない株主のあることを明らかにして総会にはかり、その株主の発言の取次についての対策をするか、さもなければ」と訂正する。なお、この点の瑕疵は修正動議無視の瑕疵に比べそれほど重大視すべきものではない。

三、裁量棄却について

本件瑕疵の程度、とくに修正動議無視の点からして、「裁量棄却を相当とする場合にはあたらない。」

〔研究〕

判旨の結論に賛成である。

本件は、次の二点で特色がある。すなわち①従来の株主総会決議取消請求事件は、中小企業における多数株主と少数株主との間の紛争が原因であることが多かったが、本件の場合、資本金七八億円の大企業における事件である。②株主運動とか一株運動という言葉が新聞紙上やテレビに登場する契機となった事件である。本件では、公害被害者が株主として株主総会の「場」を利用してはいるが、実は公害被害者としての立場から、企業に対してむしろ資本的利益の追求を制約し、企業の社会的責任を追究しようとしたものである。

一 訴の利益の存否

決議取消の訴は形成の訴（法定の原因に基づく特定の法律関係の変動を判決によって宣言することを求める訴）である。形成の訴は実体法上明定されている場合のみ認められるものであるから、その要件の存在を主張する者には原則として訴の利益があることについては異論がない。しかし、形成訴訟においても、きわめて例外的に訴の

利益を欠く場合がある。そして、訴の利益の存否の判断と決議取消の理由の有無の判断とは別の問題であつて、前者が後者に先行すべきである。したがつて、訴の利益を欠くときは、訴却下の判決をなすことになる。

訴の利益の存否の判断につき、判例・学説は対立している。①通説(今井安「チツツ株主総会と決議の取消」ジュリスト五六一頁六九八頁、田中昭「会社判例百選」第三版「六七頁」)および判例(最判昭和四五・四・二民集二四卷四号二二三頁)は、決議取消の訴に於いても、具体的実益がないときは、訴の利益は否定されると解する。②少数説(谷口安平「民商五四卷二二〇一頁、西原寛一「代りリポート五〇号二頁、高田桂一「本件解説」ジュリスト七二八号「五」)は、決議取消の訴は、個別的、具体的利益ではなく、会社構成員とくに株主が株主として有するところの会社運営の適法性を確保するための一般的利益の保護を目的とするものであるから、訴の利益としては抽象的な適法性は正権の保護ということ足りるとする。①説の根拠は、法律関係の安定を重視し、総会に参加する株主の権利は重要であるにしても、その保障のために②説の認めるほどの強い訴訟上の救済を与える必要はないというにある。②説の根拠は、取消の訴によつて招来すべき何らかの具体的利益が常にこの訴の前提要件となるとするならば、たとえば招集通知の一日不足を理由とする定款変更決議などは、実際上ほとんど認められなくなるというにある。

Y会社のような大会社では、大株主と一般株主との間で、利益の等質性や立場の互換性はない。したがつて、小会社にみられるような支配権争奪を背景にした株主訴訟ではなく、議事運営の不正を攻撃する訴訟の性格をもつ。このような訴訟で、厳格に具体的利益を要求することになれば、株主に与えられた違法は正権能はうまく機能せず、決議取消の訴の制度は骨抜きになるおそれがあるから(高田・前掲)、②説が妥当である。

ところで、本件のような計算書類承認決議の場合、とくに利益配当や役員賞与による社外流出がない単なる計算関係の承認について、それを基礎に作成された後続期の計算書類が次々に適法に総会で承認確定された場合、はるか後になつて当該期の計算書類の承認決議を取り消すことに果して訴の利益があるか否かは問題である。前記①説

によれば、「後年度の計算書類の確定の結果、もはやあらゆる面で現在計算書類承認決議を取消す実益がないという事態になれば、会社側がその事実を主張・立証することにより、決議取消の利益はない」(今井前掲(七〇頁参照))との結論が導かれるであろう。これに対し、前記(2)説によれば計算書類承認決議の取消が現在の株主の権利関係に影響を及ぼすか否かというかたちで、実益の有無を問題にする必要はなく、計算書類の承認決議に手続上の瑕疵がある場合、その取消の訴の利益があることになる(川内・前)。

本件判旨は、決議取消の対象となった計算書類が取り消されれば承認の効果がなくなり、未確定の状態となり、未確定の計算書類を前提にした後続期の計算書類も依然不確定の要素を含むことになり、その現存する違法状態の解消は会社ひいては株主の利益のために必要であること、株主総会決議取消権は株主の共益権に属し、当該株主の具体的な権利保護に止まらないこと、本件では後続期に繰り越されたというものの利益金の処分があり、それが順次後続期の計算書類の内容に影響を及ぼしており、これが補完されない限り、本件訴の利益は否定できないとした。正当である。

なお、第一審において、Y会社側はX₁が提出しようとした修正動議の内容は、その後の補償金の支払によって目的を達しているから訴の利益がないと主張しているが(同旨・吉田昂(本件評釈)、これは理由にならない。決議取消により是正を求めているのは決議の内容ではなく、決議の方法の瑕疵だからである。この点、Y会社側の主張を斥けた第一審判決も正当である。

二 計算書類承認決議取消判決と遡及効

決議取消判決の効果として決議がその効力を失うことは当然であるが、その場合、決議は最初に遡って無効となるか否かが、決議にもとづいてなされた行為の効力との関連において問題となる。多数説および判例(大隅隆一郎(今井

〔合併研究叢書〕は、一般に遡及効を認めている。その理由は、①決議の取消にあつては撤回と異なり、最初から存在（九五頁以下参照）する違法を理由にその効力を否定するのであるから、その無効は既往に遡ると解するのが普通の考え方であること（民二一）、②とくに遡及効を否定する場合には、たとえば合併無効の判決のように（商四一〇条）法がみずからその旨を明定していること、などにある（大隅健一郎編・株主）。これに対して、少数説（石井照久・会社法上二八四頁。同巻・佐賀地判昭和三四・二・一九下級民集一〇卷二号三三三頁）は、それ自体完了的意味を有する個別的事項の決定に関する決議（たとえば、営業譲渡・取締役の報酬の決定・計算書類の承認などの決議）と、決議の成立を前提として諸般の社団的あるいは取引的行為が進展するような決議（たとえば、取締役の選任・定款の変更・資本の減少などの決議）とに分けて、前者に遡及効を認め、後者についてはこれを否定する。しかし、計算書類承認決議が取消された場合は、どの説を採用してもその効果は遡及することになる。

ここで問題となるのは、計算書類承認決議が遡及的に無効となるとすれば、それを前提とする次期以降の計算書類およびその承認決議はどのような影響を受けるかにある。

第一に次期以降も、連鎖的にすべて違法、無効となり、再度各決議を改めてなすべきであるとの説もあり得るかもしれないが、法的安定性の見地から妥当でない。

第二に取消の対象となつた当該期の計算書類が法律上未確定になるだけで、後統期の計算書類がそれ自体適法な手続のもとに承認されている限り、その内容に変動を及ぼさず、それに関連する範囲で前年度の計算書類も確定すると解する説がある（今井・ジュリスト）。この説によれば、決議を取り消すことが現在の法律関係に何ら影響を及ぼさないということになり、取消の対象となつた期に利益処分による株主配当や役員賞与などの社外流出がなかつた場合には、決議取消の訴の利益がないことになる。後年度の計算書類の承認決議によって、その前提とした過年度の

計算書類の特定科目につき実質的に承認したことになるような勘定科目もなくはないであろうが、しかしすべての勘定科目にわたってこのような必然的関係を認めることはできない（同旨、高田桂一）。したがって妥当でない。

第三に、取り消された年度の計算書類が未確定となる結果、それを前提とする後年度の計算書類が未確定になると解する説で、本判決の立場である。学説もこの立場に賛成するものが多い（高田・前掲二二頁、松井一郎（本件評釈）、金藤商學二二卷三三頁、四二二六頁）。法的安定を欠くとの批判はあるであろうが、總會手続の公正さ、ひいては總會決議の内容の公正さを担保させるために決議取消の制度を認めている以上、影響が後統期に及ぶのはやむをえないことである。

したがって、問題の期の計算書類を確定するために、再決議をしなければならない。

三 決議取消事由について

(1) 株主の入場制限 本判決は、第一審判決の「總會の」という部分を若干修正しているが、概ね第一審判決と同様である。すなわち、一方では会社側の会場の選定も、会日を変更しなかったことも、入場制限も問題ないとしながら、他方、入場できない株主のため議決権行使の機会を与えるべきであり、そのためには、入場できない株主のあることを明らかにして、株主總會にはかり、その株主の発言の取次についての対策をするか、さもなければ總會の会場の変更をすべきであるとした。

しかし、判旨は論理的に一貫しているとは必ずしも言えない。会場の選定にも、入場制限にも問題がない場合には、總會が自らの意思を決定すべきで、總會が延期・統行等の発議や決議をしない以上、入場できなかった株主について議決権行使の機会が奪われるとしても、それは止むをえないことで決議取消原因とならないとする見解（今井・ジュリスト五六二頁、六七頁、高田・前掲二二〇頁）があるからである。

しかしまた、右の見解も妥当とは思われない。總會出席を希望する株主を会場の外に排除したまま、總會が延期

・続行または会場の変更を付議しなかった場合、出席を希望する株主に審議への参加および議決権行使の機会を与えなかつたこと自体が決議取消原因となると解されるからである。

したがって、入場制限により、入場できない株主がいる場合は、当該株主数・持株数の多寡にかかわらず、また会場の選定や入場制限について会社側に責任があると否にかかわらず、総会は開催すべきではない。このような場合には、招集権者が総会の開催を中止し、あらためて招集手続をするほかはない(阿曾・龍田、商事法務七八号三〇頁、・前掲四〇頁、松井・前掲四九頁、川内・前掲一三頁)。

(四) 修正動議無視

Xの修正動議を無視した点につき、本判決は第一審の判断をそのまま認め、重大な瑕疵に当たると判示した。本件では、喧騒状態のなか、わずかに四分で総会が終了している。議長が議場の喧騒をなくするため適切な措置をとったとは思われない。むしろ混乱が生ずるのが当然と思えるような議事運営をして、株主の質問権ないし審議権を全く無視したと見られる。したがって、本件決議の方法は著しく不公正であると判断した判旨は正当である。

四 裁量棄却について

裁判所の裁量棄却権については、肯定説(多数説)と否定説(古瀬村邦夫、会社判例百選九八頁、今井宏・注釈社法四三三頁、山雄三、商法の争点八〇頁)が対立している。判例はいずれも肯定説を採る。肯定説によれば、棄却の可否の基準は曖昧で恣意的になりがちである。これに対し、否定説においては、文字通り商法二四七条の解釈の一環として行なわれるので、棄却の可否の基準もそれだけ慎重にならざるをえない。したがって、否定説が正当である。

ところで、裁量の棄却の可否の基準について、最高裁判例をみると、①瑕疵が決議の結果に影響を及ぼしうるか否かを掲げるもの(裁判昭和三〇・一〇・二〇民集九卷二二号二六五七頁、同昭和三七・七・三〇)と、②瑕疵が軽微であるか否かを掲げるもの(裁判昭和三三・二二・二七頁、同昭和四二・一九・二八民集二二卷七一九七〇頁)と、

もの(裁判昭和三一・二一・一五民集二〇巻二号一四三頁、同昭和四四・二一・一八裁判集民事九七号七九九頁、同昭和四六・三・一八民集二五巻二号一八)と(三頁)最後のものは、決議の結果への影響の有無と瑕疵の軽重の二つを基準として考へるかの前提の上で瑕疵の軽重こそ決定的基準であると述べているに分けられる。

①の基準は、大株主と小株主との間に地位の互換性があり、総会外においても株主と経営者との間において不断の接触が可能なような比較的中小の会社においては、妥当するであろう。そこでは、総会招集から表決に至る各個の行為をすべて決議成立のための手続的行為と見ることが出来る。これらの手続のすべてが多数意思形成を導くための補助的な手段にすぎないのであれば、手続の遵守の利益は決議の真正な成立ということとの関係でのみ問題となりうるはずであって、決議に対する影響のないことが明確に証明できるにもかかわらず、決議を取消すことは、会社をしていらずに同一の決議を反復させることになるだけであって、実際上も無意味である(同頁、今井宏「株主総生還層記念・商法保。 除法の諸問題六三頁」)。

これに対して、大株主が法人株主であって多くの個人株主との間で、立場の互換性が失われ、経済力に大きな差異があるような大会社では事情が異なる。ここでは、会社支配が経営者の手に握られ、株主総会の決議は経営者の決定を会社の意思とするための形式にすぎない。総会は多数意思形成の場所としての機能を実質的に失っている。瑕疵が決議の結果に影響ないことが明白な場合でも、一般株主の総会参与の利益(総会に出席して情報提供を受け、質問・発言をする利益)が侵害されたときは、その救済手段として決議取消の訴を利用することが許されるべきである。そして、そのさいの棄却可否の基準としては前述②の瑕疵が軽微か否かについて判断を下すべきで、株主の総会参与の利益の侵害が認められるときは、事実上重大な瑕疵があるということにならう。

本判決はX₁の動議提出の無視は重大な瑕疵であり、裁量棄却は認められないとしているが賛成である。ただし、「株主の入場制限の点の瑕疵はそれほど重大視すべきではない」との判旨は疑問である。入場制限された株主は議

決権をはじめとする総会参与権を全面的に否定されるから、この瑕疵も重大である（同頁、松井・前掲五一頁、川内・前掲一六頁）。